

ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。（建築基準法施行令第93条）

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

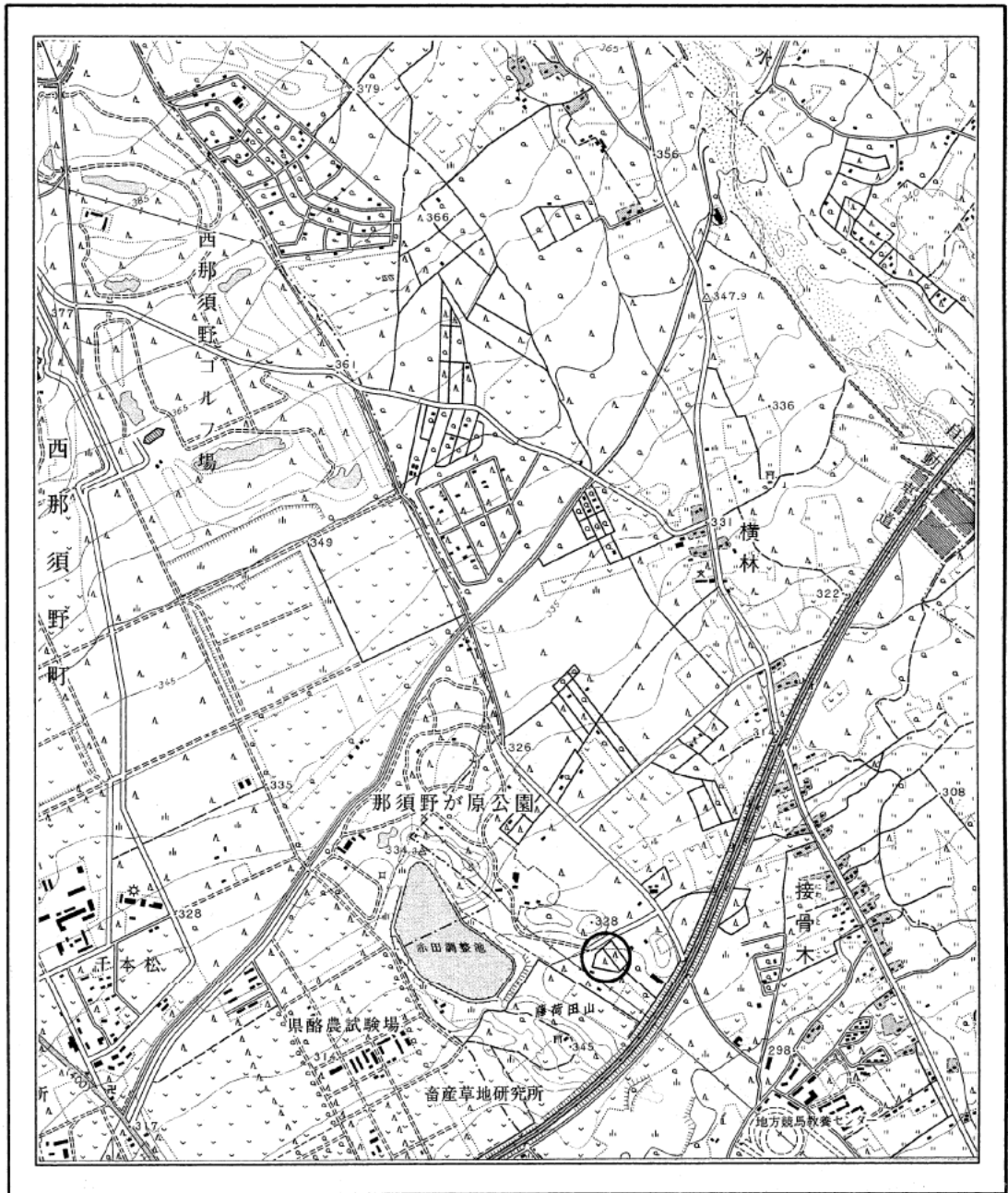
したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県県土整備部建築課

調査地案内図



縮尺 1 : 25,000



○:調査地

ボーリング柱状図

調査名 那須野が原公園休養施設更新工事地盤調査

ボーリングNo 1

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 1	調査位置	栃木県那須塩原市接骨木字川西452-8、-9	北緯	
発注機関		調査期間	令和4年2月3日～4年2月5日	東経	
調査業者名		主任技師		現場代理人	コア鑑定者
ボーリング責任者		使用機種	YBM-05	ハンマー落下用具	半自動ドライブハンマー
孔口標高	EM +0.082m	角	180°上 90°下	方	北0° 東90° 南180° 西270°
総掘進長	15.40m	地盤勾配	鉛直90° 水平0°	エンジン	NFD-1U
				ポンプ	BG-3C

